

損害保険料率算出団体と協力した「安全増進型 火災保険」の導入

奈良県広域消防組合消防本部（奈良県） 金田 大佑

1 はじめに

消防法では建物の関係者に対して、消防用設備の設置と維持管理が義務付けられている。

この維持管理の中には、定期的に消防用設備の点検を実施し、消防へ報告する制度（以下「点検報告制度」という。）があるが、全国的に履行率が低く、また、履行されていない建物において、多数の死傷者を出す火災が発生していることを受けて、総務省消防庁では2015年7月1日から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、点検報告制度の履行率の向上に向けた検討を行っている。

この検討部会により、点検報告制度の履行率は2015年3月31日時点の48.0%から、2018年3月31日時点で49.8%と徐々に上昇傾向にはあるが、履行率の向上に向けた更なる対策が必要な状況にある。（総務省消防庁「令和元年度 予防行政のあり方に関する検討会（第1回）」より）[別表1参照]

今回、点検報告制度の履行率が向上しない要因として、人口減少社会と消防行政の情勢の関係性に注目し、履行率向上の方策として、損害保険料率算出団体との協力により、現状の制度をより合理的に運用することで双方が抱える課題の解決と業務の効率化を図るとともに、点検報告制度の履行率向上が期待できると考えて提言する。

2 日本の情勢と地方公共団体への影響

現在、日本の人口は2008年をピークに減少の局面に入っている。

2019年10月1日時点で日本の総人口は9年連続で減少しており、1950年以降の日本の人口統計では2018年に引き続き2年連続で最

大の減少率を更新している。[別表 2 参照]

また、都道府県別の人口は、東京都の人口が日本の総人口の 11% を占め、都道府県別人口の上位 6 都道府県の合計人口は日本の総人口の 42.1% を占めており、日本の人口が大都市に集中している状況にある。[別表 3 参照]

都道府県別の人口増減率では、全国で 7 都道府県でのみ人口が増加し、他の 40 都道府県で人口が減少している。[別表 4 参照] (総務省統計局「人口推計 2019 年 10 月 1 日現在」より)

今後、人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小により税収入が減少する一方で、高齢化社会による社会保障費などの支出の増加により、地方公共団体の財政較差は大きくなることが予想されるため、現在、消防行政は火災予防業務の重点化、効率化に積極的に取り組んでいる状況にあります。{(国土交通省「平成 29 年 8 月都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ「都市のスポンジ化」への対応」)(総務省「令和元年版消防白書」)より}

3 消防行政の情勢

(1) 点検報告制度の効率化に向けた取り組み

- ア 点検報告制度のパンフレットの作成を実施
- イ 点検内容の見直しによる合理化を実施
- ウ 報告様式の改正による書類作成の簡素化を実施
- エ 郵送での報告の推進による報告の負担軽減を実施
- オ 消火器点検アプリの開発による点検の支援を実施
- カ 電子申請での報告による報告の負担軽減を検討中

(総務省消防庁「令和元年度 予防行政のあり方に関する検討会 (第 1 回)」より)

(2) その他火災予防業務の重点化、効率化に向けた取り組み

- ア 消防職員向けの教養シミュレーション動画の作成を実施
- イ 違反処理のために職員を派遣する違反処理アドバイザー制度を開始

ウ 違反処理相談のために全国に契約弁護士を配置する弁護士相談事業を開始

エ 建物の管理状況や火災危険度による立入検査の優先順位の見直しを検討中

オ IoTを活用した立入検査の有効性を検討中

(総務省消防庁「令和元年度 予防行政のあり方に関する検討会(第1回)」より)

(3) 点検報告制度が履行されていなかった建物における主な火災

ア 2001年に発生した雑居ビル火災

死者44名、負傷者3名

イ 2008年に発生した個室ビデオ店火災

死者16名、負傷者9名

ウ 2010年に発生したグループホーム火災

死者7名、負傷者2名

エ 2012年に発生したホテル火災

死者7名、負傷者3名

いずれの火災も、点検報告制度が履行されていないだけでなく、消防用設備の作動不良等の他の法令違反も確認された。

4 点検報告制度の概要

(1) 点検報告制度とは

消防法第17条の3の3により、建物の関係者は火災時に消防用設備がその性能を発揮することができるように、定期的な点検の実施と消防へ結果を報告する義務が課せられている。

(2) 消防法第17条の3の3

ア 法律の公布及び施行

1974年6月1日に公布、1975年4月1日に施行されており建物の関係者に点検報告制度の義務が課せられて45年以上経過している。[別表1参照]

イ 点検の実施周期

外観や簡易な操作等により行う点検を6ヶ月ごと、総合的な機能についての点検を1年ごとに点検する必要がある。[別表1参照]

ウ 消防への結果の報告周期

多数の者が出入りする建物(以下「特定防火対象物」という。)は1年に1回、共同住宅等の建物関係者が主に使用する建物(以下「非特定防火対象物」という。)は3年に1回の報告周期となっている。[別表1参照]

5 点検報告制度の情勢

(1) 点検報告制度の課題と検討

点検報告制度の履行率向上のため、2015年7月1日から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」が開催され、現在に至るまで点検報告制度に関するさまざまなデータを元に検討と対策が発表されている。

ア 全国の点検報告制度の履行率

- ・2015年3月31日時点 48.0%
- ・2018年3月31日時点 49.8%

イ 全国の面積別履行率(2014年時点) [別表5参照]

- ・1,000㎡以上の特定防火対象物 74.73%
- ・1,000㎡未満の特定防火対象物 43.80%
- ・1,000㎡以上の非特定防火対象物 67.17%
- ・1,000㎡未満の非特定防火対象物 38.45%

ウ 全国の用途別履行率(2014年時点) [別図1参照]

- ・点検報告制度の対象となる建物の約30%が共同住宅
- ・共同住宅の履行率44.9%

エ 点検報告制度の履行率が低調となる理由

(ア) 点検を実施していない理由

- ・法令に接する機会が少なく、事業者が点検報告制度を認知していない。

- ・ 人事異動等により継続的な維持管理が実施されていない。
- ・ 事業者の火災に対する危機感が薄い。
- ・ 事業者が消防用設備の維持管理の重要性を理解していない。
- ・ 消防用設備の不備により発生する防火管理上の責任を理解していない。
- ・ 直接の経済的メリットに結びつかないため。
- ・ 消防用設備の維持管理に係る経費が重い。
- ・ 消防用設備の点検の依頼先がわからない。

(イ) 報告を実施していない理由

- ・ 法令に接する機会が少なく、事業者が点検報告制度を認知していない。
- ・ 事業者が消防用設備の維持管理の重要性を理解していない。
- ・ 防火対象物の関係者ではなく、点検実施者に報告義務があると誤解している。

(総務省消防庁「第1回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」、「令和元年度 予防行政のあり方に関する検討会（第1回）」より)

6 火災保険制度の概要

(1) 火災保険の役割

保険とは、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度のことをいう。火災保険とは、火災をはじめ、落雷や破裂、爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われるものであり、地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とした損害が生じた場合については火災保険では補償の対象外となっている。

保険料は、将来、事故が発生したときの保険金支払いや会社の運営費などの支出から算出しており、将来の事故の保険金支払い

については、損害保険料率算出団体が過去の契約、支払いに関する大量のデータを基に損害リスクを数値化して算出し発表している。

(2) 損害保険料率算出団体

損害保険料率算出団体とは、内閣総理大臣の認可を受け、損害保険会社から収集した保険収支データ等を基に損害リスクを数値化した公正な保険料を算出するための指標（以下「保険料の指標」という。）を算出、発表し、保険契約者の利益の保護等を目的として設立された団体である。

保険料の指標は、「住宅物件」、「一般物件」、「工場物件」、「倉庫物件」の4種類の建物用途ごとに、それぞれ「構造別」と「所在地別」に分けた保険料の収支情報から算出している。[別表6参照]

7 火災保険制度の情勢

(1) 火災保険の現状

火災保険を保険金支払い要件別にみると、「火災・破裂・爆発・落雷」の要件は400億円前後で推移しているのに対して、「その他（水漏れ損害等）」の要件は10年間連続して徐々に増加している。

また、「自然災害」の要件は10年間の平均で1359.5億円となっているが、毎年大きく上下しており、「支払保険金合計」は年々増加の傾向にある。[別表7参照]

(2) 火災保険の動向

近年の保険金支払い額の増加に伴い、損害保険料率算出団体の示す保険料の指標は2014年に3.5%、2018年に5.5%、2019年に4.9%平均値を引き上げる改定が行われ、近年では築年数による損害リスクを保険料に反映する制度を導入しており、損害保険料率算出団体からは新たな保険料の指標の追加も検討しているとの声を聞いている。[別表8参照]

8 試案

(1) 試案概要

現在、点検報告制度は全国的に履行率を向上させる必要があり、火災保険は損害リスクを細分化した保険料の指標の追加を検討している双方の状況を鑑み、損害保険料率算出団体と協力し、点検報告制度を保険料の指標へ追加することを提言する。

これにより、生命保険において近年増加傾向にある被保険者の日々の健康増進に対する取り組みを保険料に反映する「健康増進型生命保険」等をモデルとした、建物関係者のコンプライアンス意識を保険料に反映する、いわば「安全増進型火災保険」の導入に繋げることが可能となる。[別表 9 参照]

安全増進型火災保険とは、損害保険会社が被保険者から点検報告制度が消防で受付処理された旨の報告を受け、その提出の有無または結果の適否が保険料に反映される保険制度である。[別図 2 参照]

(2) 導入による建物の関係者のメリット

点検報告制度を認知する機会が増加することで、点検周期の失念を防ぎ、消防用設備の不備を早期に発見できるため、改修にかかる費用を抑制することができる。

また、点検報告制度が保険料に反映されることで、経済的なメリットに繋がり、意欲的に取り組むことができる。[別図 2 参照]

(3) 導入による損害保険会社のメリット

被保険者から点検報告制度の報告を受けることで、保険対象となる建物の火災リスクがより詳細に把握でき、現在より細分化された火災リスクに応じて保険料を徴収することが可能となる。

また、被保険者のコンプライアンス意識が向上することで、住宅物件における保険金支払い額の内、年間 400 億円前後で推移している「火災・破裂・爆発・落雷」を要因とする保険金支払い額を減少させる効果が期待できる。

現在、損害保険料率算出団体が発表している保険金の支払い要

因ごとの金額がわかる統計は、「住宅物件」しか発表されていないため具体的な数値は不明ではあるが、「一般物件」、「工場物件」、「倉庫物件」についても同様に効果が期待できるため、保険金支払い金額の減少額は更に大きくなると予想できる。[別図 2 参照]

(4) 導入による消防行政のメリット

建物の関係者が、継続的に点検報告制度を認知する機会があることで、制度の広報に繋がり、報告率の向上に繋げることができる。また、点検報告制度の履行率が向上することで、消防用設備の状態が把握できるため、優先順位をつけた違反是正の指導ができ、かつ、建物の関係者が消防へ連絡なく事業を開始していた場合には、点検報告制度の履行を機に建物の実態を把握することが可能となる。[別図 2 参照]

9 まとめ

この取り組みは、行政と関係団体が協力して、現状の制度をより効率化して運用するものであるため、極めて現実的な制度でありながら、社会に即効性のある効果が期待できる。

また、現在は火災保険における保険金支払い要件別の統計が住宅物件しか発表されていないため、今回の発表は住宅物件に焦点を絞った内容となっているが、全ての物件に対して同様の効果が期待できるため、保険金支払い額の減少と点検報告制度の履行率向上の効果は今回の発表内容以上に大きな効果となることが予想され、火災予防業務を大きく前進させる制度になると考える。

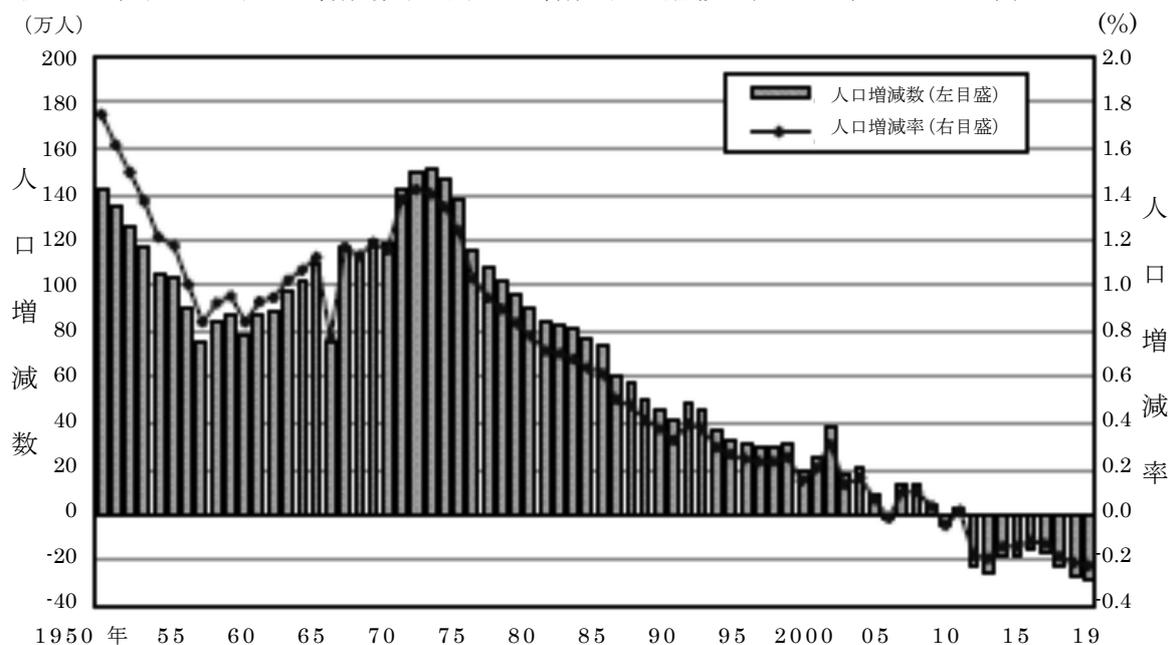
別表1 点検報告制度の履行率と概略

点検報告制度の履行率		
2015年3月31日 時点	→	2018年3月31日 時点
48.0%		49.8%

点検報告制度の概略	
法律の施行日	1975年4月1日 (法律が施行されてから45年が経過している)
点検報告の義務者	建物の関係者※1
報告先	消防長 又は 消防署長
点検報告の対象	建物に設置されている消防用設備等
点検周期	機器点検※2 → 6ヶ月ごと 総合点検※3 → 1年ごと
報告周期	特定防火対象物※4 → 1年に1回 非特定防火対象物※5 → 3年に1回

- ※1 消防用設備の設置、維持の義務がある建物の所有者、管理者、占有者
- ※2 機器の配置、損傷等の外観や簡易な操作等により行う点検
- ※3 消防用設備の全部若しくは一部を作動、又は使用することによる総合的な機能の点検
- ※4 映画館、集会場、キャバレー、遊技場、風俗営業店、カラオケボックス、待合料理店、飲食店、物販店、ホテル、病院、老人ホーム、老人デイサービス、幼稚園、蒸気浴場、特定複合用途、地下街、建物の地階など
- ※5 共同住宅、学校、博物館、公衆浴場、駅、神社、工場、テレビスタジオ、駐車場、飛行機格納庫、倉庫、事務所、非特定複合用途、文化財、アーケードなど

別表2 総人口の人口増減数及び人口増減率の推移（1950年～2019年）



注) 人口増減率は、前年10月から当年9月までの人口増減数を前年人口（期首人口）で除したもの

別表3 都道府県別人口及び全国人口に占める割合（各年10月1日現在）

人口 順位	都道府県	2019年		2018年		人口 順位	都道府県	2019年		2018年	
		人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)	人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)			人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)	人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)
—	全 国	126,167	100.0	126,443	100.0	24	鹿児島県	1,602	1.3	1,614	1.3
1	東京都	13,921	11.0	13,822	10.9	25	沖縄県	1,453	1.2	1,448	1.1
2	神奈川県	9,198	7.3	9,177	7.3	26	滋賀県	1,414	1.1	1,412	1.1
3	大阪府	8,809	7.0	8,813	7.0	27	山口県	1,358	1.1	1,370	1.1
4	愛知県	7,552	6.0	7,537	6.0	28	愛媛県	1,339	1.1	1,352	1.1
5	埼玉県	7,350	5.8	7,330	5.8	29	奈良県	1,330	1.1	1,339	1.1
6	千葉県	6,259	5.0	6,255	4.9	30	長崎県	1,327	1.1	1,341	1.1
7	兵庫県	5,466	4.3	5,484	4.3	31	青森県	1,246	1.0	1,263	1.0
8	北海道	5,250	4.2	5,286	4.2	32	岩手県	1,227	1.0	1,241	1.0
9	福岡県	5,104	4.0	5,107	4.0	33	石川県	1,138	0.9	1,143	0.9
10	静岡県	3,644	2.9	3,659	2.9	34	大分県	1,135	0.9	1,144	0.9
11	茨城県	2,860	2.3	2,877	2.3	35	山形県	1,078	0.9	1,090	0.9
12	広島県	2,804	2.2	2,817	2.2	36	宮崎県	1,073	0.9	1,081	0.9
13	京都府	2,583	2.0	2,591	2.0	37	富山県	1,044	0.8	1,050	0.8
14	宮城県	2,306	1.8	2,316	1.8	38	秋田県	966	0.8	981	0.8
15	新潟県	2,223	1.8	2,246	1.8	39	香川県	956	0.8	962	0.8
16	長野県	2,049	1.6	2,063	1.6	40	和歌山県	925	0.7	935	0.7
17	岐阜県	1,987	1.6	1,997	1.6	41	佐賀県	815	0.6	819	0.6
18	群馬県	1,942	1.5	1,952	1.5	42	山梨県	811	0.6	817	0.6
19	栃木県	1,934	1.5	1,946	1.5	43	福井県	768	0.6	774	0.6
20	岡山県	1,890	1.5	1,898	1.5	44	徳島県	728	0.6	736	0.6
21	福島県	1,846	1.5	1,864	1.5	45	高知県	698	0.6	706	0.6
22	三重県	1,781	1.4	1,791	1.4	46	島根県	674	0.5	680	0.5
23	熊本県	1,748	1.4	1,757	1.4	47	鳥取県	556	0.4	560	0.4

別表4 都道府県別人口増減率

(単位%)

人口 増減率 順位	都道府県	人口増減率		人口 増減率 順位	都道府県	人口増減率		人口 増減率 順位	都道府県	人口増減率	
		2019年	2018年			2019年	2018年			2019年	2018年
—	全 国	-0.22	-0.21	16	群馬県	-0.50	-0.39	32	福井県	-0.78	-0.59
1	東京都	0.71	0.72	16	石川県	-0.50	-0.35	33	山梨県	-0.80	-0.71
2	沖縄県	0.39	0.31	18	岐阜県	-0.51	-0.58	34	島根県	-0.84	-0.71
3	埼玉県	0.27	0.28	19	熊本県	-0.53	-0.48	35	鳥取県	-0.86	-0.84
4	神奈川県	0.24	0.20	20	佐賀県	-0.55	-0.55	36	山口県	-0.88	-0.90
5	愛知県	0.21	0.16	21	三重県	-0.58	-0.46	37	愛媛県	-0.93	-0.90
6	滋賀県	0.11	-0.01	22	茨城県	-0.59	-0.52	38	福島県	-0.98	-0.99
7	千葉県	0.08	0.14	22	香川県	-0.59	-0.56	39	新潟県	-1.00	-0.92
8	大阪府	-0.04	-0.12	24	栃木県	-0.61	-0.56	40	和歌山県	-1.05	-1.08
9	福岡県	-0.07	0.01	25	富山県	-0.66	-0.52	40	長崎県	-1.05	-0.99
10	京都府	-0.31	-0.32	25	奈良県	-0.66	-0.63	42	徳島県	-1.09	-0.99
11	兵庫県	-0.33	-0.34	27	北海道	-0.68	-0.65	43	岩手県	-1.12	-1.12
12	宮城県	-0.40	-0.33	28	宮崎県	-0.69	-0.74	44	山形県	-1.15	-1.04
13	静岡県	-0.43	-0.44	29	長野県	-0.70	-0.60	44	高知県	-1.15	-1.06
14	岡山県	-0.46	-0.47	30	大分県	-0.71	-0.75	46	青森県	-1.31	-1.22
14	広島県	-0.46	-0.41	31	鹿児島県	-0.74	-0.70	47	秋田県	-1.48	-1.47

別表5 点検報告制度の履行率内訳

特定防火対象物（注1）		非特定防火対象物（注2）	
建物規模	履行率	建物規模	履行率
1,000 m ² 以上	74.73%	1,000 m ² 以上	67.17%
1,000 m ² 未満	43.80%	1,000 m ² 未満	38.45%

注1) 特定防火対象物 映画館、集会場、キャバレー、遊技場、風俗営業店、カラオケボックス、待合料理店、飲食店、物販店、ホテル、病院、老人ホーム、老人デイサービス、幼稚園、蒸気浴場、特定複合用途、地下街、建物の地階など
 注2) 非特定防火対象物 共同住宅、学校、博物館、公衆浴場、駅、神社、工場、テレビスタジオ、駐車場、飛行機格納庫、倉庫、事務所、非特定複合用途、文化財、アーケードなど

別表6 保険料の指標の種類

用途別

住宅物件	工場物件	倉庫物件	一般物件
戸建て住宅、長屋住宅、 <u>共同住宅</u> などの住宅としてのみ使用する物件	食料品製造工場や化学工場など、動力や電力を大量に使用し製品の製造・加工などを主に行う物件	倉庫業者が顧客から預かった物品を保管するための物件	オフィスビルや学校などで住宅物件・工場物件・倉庫物件のいずれにも該当しない物件

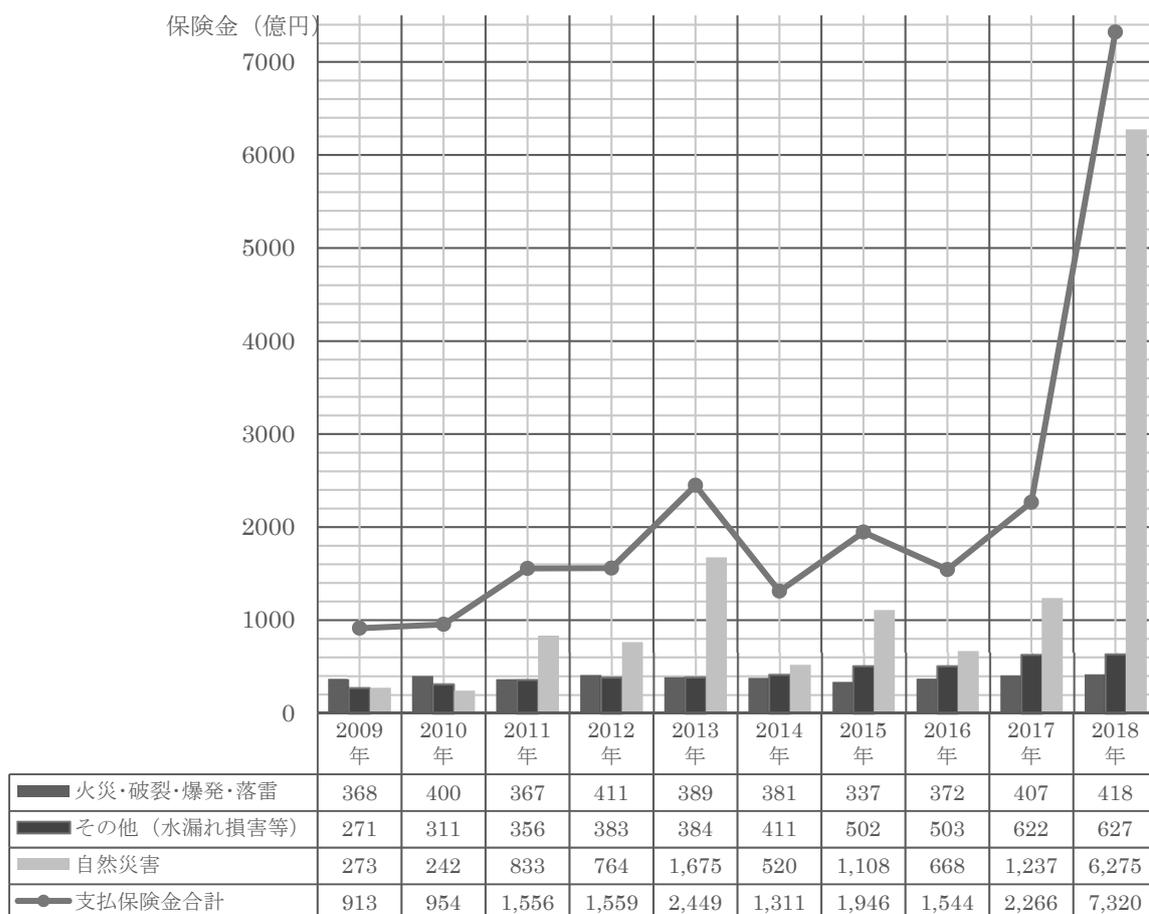
構造別

M構造	T構造	H構造
耐火性能を有する共同住宅（コンクリート造のマンションなど）	M構造以外の耐火性能を有する建物及び準耐火性能を有する建物（鉄骨造など）	M構造及びT構造以外の建物（木造など）

都道府県別

各都道府県
台風や積雪の影響を都道府県ごとに算出

別表7 住宅物件における年度別保険金支払統計表



注) 保険金支払い要件別の統計が住宅物件しか公開されていないため、この統計表は住宅物件のみの保険金支払統計表となっている。

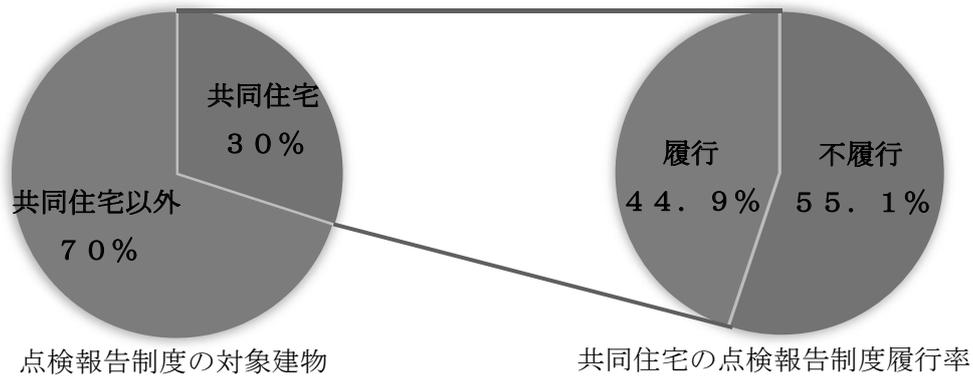
別表8 割引制度

建物の築年数	
5年未満の建物	5年以上10年未満の建物

別表9 安全増進型火災保険

保険の種類	生命保険	自動車保険	火災保険
被保険者の取り組み	健康状態を保険料に反映	走行距離、事故履歴、コンプライアンスを保険料に反映	建物の違反状況または火災予防の取り組みを保険料に反映
制度	健康増進型生命保険	走行距離連動型自動車保険 無事故割引 ゴールド免許割引	安全増進型火災保険

別図1 点検報告制度の用途別履行率



別図2 「安全増進型火災保険」導入のイメージ図

